

第4回長野県環境審議会水資源の保全に係る制度創設専門委員会 議事録

- 日 時：平成24年12月27日（木）午前10時30分から午後0時15分まで
- 場 所：都道府県会館 4階 407会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）
- 出席委員：平野秀樹委員長、又坂常人委員長代理、沖大幹委員、金澤英人委員
- オブザーバー：藤縄克之長野県環境審議会会長
- 県出席者：原環境部長、村田水大気環境課長、伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐、森林政策課山口担当係長ほか1名

1 開会

【事務局（村田水大気環境課長）】

ただ今から第4回長野県環境審議会水資源保全に係る制度創設専門委員会を開会いたします。水大気環境課長の村田でございます。議事に入りますまで、本日の進行を務めさせていただきます。

2 あいさつ

【原環境部長】

本日は、第4回目の水資源の保全に係る制度創設専門委員会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

前回10月に開催されました専門委員会では、条例の素案についてご審議をいただきご意見を頂戴いたしました。

また、パブリックコメント等を実施し、県民の皆様の意見も聴取いたしました。

その後、委員の皆様にご協力いただき、水資源の保全に係る制度創設の答申（案）を取りまとめたところでございます。

委員の皆様には、ご多用にもかかわらず、個別にご相談に応じていただき、感謝申し上げます。

本日の専門委員会では、この答申（案）を中心にご審議をいただきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、十分にご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

【事務局（村田水大気環境課長）】

本日の欠席者でございますが、小倉委員さん、織委員さんが所用のため欠席でございます。

す。それでは平野委員長さん、会議の進行をよろしくお願い致します。

3 議事

【平野委員長】

それでは、第4回長野県環境審議会水資源の保全に係る制度創設専門委員会を始めさせていただきます。年末の大変忙しい中、藤縄会長さんをはじめ、各委員の方々のご出席をいただいております。これまでの積み上げ、積み重ねの成果を事務局の方でまとめていただき、そしてパブリックコメントを経た形のものをご説明いただくということになります。実質、本日が最終の専門委員会ですので、短い時間ではありますが、よろしくお願いしたいと思います。それから恒例によりまして本専門委員会は公開ということで、前回決定しておりますので、今日もそのような形をお願いしたいと思います。それでは、審議に入らせていただきます。まず、水資源の保全に係る制度創設について事務局から資料の説明をお願い致します。

《資料1について事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）が説明》

【平野委員長】

ありがとうございました。資料1につきまして、質疑をいただきたいと思います。お願い致します。

【沖委員】

土地収用法第3条各号などを除外せよというのは、コメントされた方がどういった不都合を想定されているのでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

具体的にどなたということは申し上げられませんが、ある事業者の方からのご意見でございます。いわゆる点在して土地の権利を取得しなければいけない事例がありまして、それがかなりの箇所にあたると、そうしますとポイントごとに全て地権者が違う中で、例えば、何十人、何百人というものを全部出すということに対して、非常に事務量が多くなってしまうと、そういった中で、この事業者の方が提案されました事業につきましては、私ども一般的に考えたところ、さほど水資源に影響がでない事業であることは理解しております。ただ、土地収用法第3条をさらに細かく見ていきますと、例えば、鉄道事業法であるとか、道路法であるとか、そういうものもございます。そういったものには、大規模な開発、例えば、トンネルを掘るとか、大きな橋を建てるとかいうものがありまして、必ずしも、水資源の保全に対する影響があるのか、ないのかは、この段階では精緻に検討

しておりませんので、単純に除外してよいと言い切れない部分もございますので、今後、規則を定めていく中で、影響等を考慮しながら除外規定を設けていく参考にしたいと考えているところでございます。

【沖委員】

よく分かりました。もしそういうことであれば、土地収用法で行なう事業について、きちんと水に対するアセスメントが義務化されていれば、屋上屋を重ねることになるかと思いますが、土地収用法第3条の事業で、すべて水に対してそれが行なわれているということであれば、やはり水資源への影響を検討する権利を県が有するという反論があってもよろしいのではないかと思います。

【平野委員長】

この件に関しまして、他にありますか。では、私の方から関連して、この第3条各号というのは、第1号から第35号まであって、地方公共団体が行なう公共事業だけではなくて、かなり公共的的事业も入っています。墓地、埋葬等に関する法律、あるいは廃棄物の関連も読めなくもありません。ここのところは、所有権を持つ、真の所有者の預かり知らないところで、どんどん手続きが進むというのは、非常に危険じゃないかという感じを私は持っています。

売りにたくないのに、せつかれて困っている所有者の方がいらっしゃって、そういう評判が少なくとも買主の意向のみで、市役所と県の方に伝わってしまう。田舎に住んでらっしゃる山の所有者の感覚として山を売るということは、家が傾いていることと同じことなのです。そういう情報が買主の意向のみで独り歩きして、その情報を市町村と県が持つこととなります。公表されないにしても。あるいは、今回の公開制度に持っていくと、これ公開されるのです。これは、極めて悪質な利用のされ方が予想されます。トラブルの元になります。水源林詐欺商法というのは、すでに北海道と山形にあるわけですから、そういう意味で性悪説に立ったときに、ここの扱いはかなり慎重にやられた方がいいのではないかと思います。つまり、所有者、所有権を持つ者が知らないうちに、独り歩きするということは、避けなければならないと思います。したがってこなし方として、どういう買主がというところを、限定するというのが1つあると思います。一般は駄目だけど、公共目的というのがはっきりしている公共主体、あるいは公共的の主体は買主届出もいいよというように、そこで例外規定で抜くというのが1つありますし、いずれにしても、せつかく作った条例が悪用されないような、そこはガードを固めておくことが将来のトラブルの種にならないと思います。ここは、慎重な対応が必要かというふうに考えます。それ以外も含めてご意見を頂戴したいと思います。

【藤縄長野県環境審議会会長】

いろいろなケースが想定されるかと思います。シミュレーションが十分行なわれているかという点ですが、県の条例（条例の趣旨）と市町村の意向が相反した場合どうするかは想定されていますか。

例えば、市町村で水資源の利用を許可していても、県の審議会では、それは無理であると判断される場合もあり得ると思いますが、その場合、どちらが優先されるのでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

今、藤縄会長さんがおっしゃられたとおりですね、市町村の意向と私ども水資源の保全の方向性と、一致しないケースが当然出てくるかと思います。私どもの方から、それは何かと言いますと、地域指定の話になってこようかと思いますが、地域指定をして、その保全が必要な地域については、土地取引の事前届出制をもって、いち早く情報を把握していくということでございますので、地域指定については、市町村長からの申し出というのも定義をしてございますが、知事が自ら必要だと判断する場合には、その地域指定をすることになっておりますので、当然それは意思の意向に反する市町村に、十分お話をしてお意見を聞いた上で地域指定をしていくのですけれども、そういった形で地域指定をして、届出をさせて、そこで水資源の保全に懸念のあるものについては、県として助言という形で意見を伝えていくというような仕組みでやっていこうかと考えておりますので、そういった形で、県が真に必要なところについては県の責任において対応していくということになるかと思えます。

【藤縄長野県環境審議会会長】

県の条例が上位にあると考えていいですか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

今は県と市町村というのは、対等な立場になりますので、そこはやはり、十分に協議をしていく必要があると思います。ただ最終的な地域指定をしていくときには、先ほど言いましたように、私どもで十分な説明を市町村にして、知事自ら必要なものについては、きちんと地域指定をしていくという規定を設けておりますので、そういった形できちっと市町村とお話をしてお話をしておいて、指定をしていくことになろうかと思えます。

【藤縄長野県環境審議会会長】

なぜ、こういう質問をさせていただいたかという、市町村の中には地下水資源を活用していきたいというベクトルが、保全するベクトルより大きいところが実はあります。そういう市町村ではなるべく地下水を自由に使わせてもよいという意向が働いています。水源域も必ずしも水源林とは限らず、涵養源が水田のような平地の場合もあります。平地で

意外とそういう意向を持っている市町村がある可能性が多いと思いますが、県の方針と相反する意向を持っている市町村が存在するかもしれないということは、事前に想定はされていた方がよいと思います。

【平野委員長】

市町村と県が判断するときに、判断結果が違うケースというのは、地域指定のときがまずあります。どのゾーンを事前届出の対象ゾーンにするか否かという調整というのが1つあります。もう1つは、公有化というプロセスを届出があつて以降にするか否かの判断がなされるかだと思います。今、藤縄会長さんが言われたのは、どっちかという、前者のゾーニングのときですかね。ゾーニングのベースは、あくまでも、第1次スクリーニングとして市町村長が判断をして、ここが必要だということを各市町村からあげていただくと、それプラス、知事が必要と認める場合については、市町村と調整をとりながら、ゾーニングをするというプロセスになります。そうすると、今の後者の場合では、市町村のゾーニングの思いと、県のゾーニングの思いが一致しないケースが出てくるということですね。その場合の、調整ルールというのは、パイで調整するということですか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

当然私も知事が自ら指定する場合も、当該市町村長の意見を聴いた上で、指定するという制度設計にさせていただきますので、先ほどご説明申し上げましたけれども、きちんと地域指定の必要性などをご説明申し上げて、ご理解をいただいて、地域指定していくということになるかと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

この専門委員会の中でも話があつたと思いますが、真に指定していかなければいけないような、非常に重要な水資源の地域があると、そこが白地になってしまう、要するに指定されないまま、放っておかれてしまうということが問題じゃないかというご意見があつたわけです。それについて本当に必要なものについては、先ほど申し上げたように、知事が市町村の申し出がなくても指定します。そのためには、それなりのデータがないと、いけないと思いますので、県の方で、賦存量を調査してこういった根拠に基づいて、どういう地域を指定していくかということになるかと思います。水源林は比較的、指定はしやすいと思いますが、藤縄会長さんが言われた平場というものは、なかなかどういう範囲を指定していいのかという結論がすぐに出ないと思います。これについては、新たな専門委員会を設置いたしまして、こういった形で範囲を決めたらいいのかということは、専門の先生にも、ご議論をいただいて、来年度の前半に決めて、それから指定の作業に入っていきます。場合によっては、平場については少し時間がかかるかもしれません。山林はある程度早く結論が出て、平場の方は時間がかかるかもしれない。ですけれども、最終的には白地、

必要なところを指定しないということがないようにやっていかなければいけないというふうには、考えております。

【藤縄長野県環境審議会会長】

県の立場というのは、やはり大所高所から判断をすることだろうと思います。市町村ではそれぞれ自分の市町村のを中心にお考えになると思いますが、地下水は行政界を超えて流動しているケースも当然あります。そうすると、当該市町村にはプラスになっても、隣接市町村は迷惑を被るケースも十分ありますので、県は大きな立場で助言をする必要があると思います。

【又坂委員長代理】

この条例の作り方については、結局、例えばある市町村ではどんどん土地利用を活性化しちゃうって話ですよ。そこを県が指定できるかどうかという話ですよ。できるのでしょうか。そうじゃないと、おかしい話になりますね。それは県の規制は県の規制で、市町村の規制は市町村の規制で、それぞれ独立に存在するってことになるのではないのでしょうか。どっちが上ということはないと思います。だから併存して規制がかかるということだと思います。条例上は、同意と書いていませんよね。意見を聴くと書いてありますよね。同意したらかえっておかしくなってしまうと思います。

【平野会長】

ありがとうございます。それ以外の意見を聞きたいと思います

【事務局（村田水大気環境課長）】

ちょっとよろしいですか。平野委員長さんの方からお話が出たことに関連して、6番のところは、県の方では買主も届出ができるということを考えているのですけれども、平野委員長さんの方からですね、相手方を限定する必要があるのではないかと、公的目的とかですね、そういったものに、限定していかないと悪用されるおそれがあるのではないかとというようなこともございました。この辺については、少しご議論をいただければありがたいと思います。

【平野委員長】

是非、各委員の先生方お願いします。

【又坂委員長代理】

ちょっと、よく分からないのですが、契約当事者ってありますよね、これ売主が届け出るのが原則ですよ。買主も届け出ることができるかとみなすのですか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

買主が届け出た場合には、売主が届け出たとみなすということになります。

【平野委員長】

ブローカーの方がこの一団の山を、買いたい、手に入れたいと、そこだけ残ってしまったとか、そういうときに、所有者は反対しているのですが、勝手に事前届出書を、役場の方に持って行く。そうすると、役場は形式的に受理をし、接受印を押す。何月何日に役所は接受しました。この情報は県にも流れ、それから公開されます。そうすると、売主が全く同意していない知らないうちに、自分の山があと、3か月後に売買されるということが表に出ます。「何だ。あの人、山売るのか」という情報が近所に出回るとのことですね。そのペーパーは逆に告知化されてインターネットで、一口10万円とかで販売される可能性もあります。役所の接受印を押された届出文書が1つの証拠のように悪用されないかという懸念、あるいは、役所で受理しているぞという、その受理書を持って、よく理解していない高齢者である所有者の家に押しかけるということもあり得ます。そういう心配を私は性悪説で考えています。

【金澤委員】

今の委員長さんのお話はですね、実際に同一業務をやっている市町村では、トラブルの原因の1つにあります。確かに受理をするということ、受付印を押すということは、市役所としては形式的な事務処理の一つであり重くは受け止めていません。中身を審査した上で、結果を報告しますよということでの受付になるのですけれども、実際にはその受付が第三者から見ると、市は中身を精査して問題がないから受け付けたのだらうということの解釈に繋がっていくケースが実際にあります。そういったケースになった場合については、今委員長がおっしゃったとおり、そういった大きなトラブルに巻き込まれる可能性が行政としても出てくるだろうと、またそのことによってその所有者の了解を得ていない第三者の行為によって、外堀を埋めるような形で責められていく可能性もなきにしもあらずということも確かに危惧されることと考えております。

【沖委員】

私も今委員長がおっしゃったことは、もっともだと思いますので、買主が届出義務者になり得るようにすることまではいいのですが、調整が整っていない段階での買主側からの申請というのはやはりやめたほうがいいのではないかと思います。そこで土地収用法だけを認めてもいいのではないかとというのは、若干、事業推進側の立場かなという気はします。それはどちらがいいということではありません。

【又坂委員長代理】

これは、メリットはあるのですか。買主の届出をさせるということで、積極的なメリットというのはどこにあるのですか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

開発をするような、あるいは先ほどご説明したピンポイントにいくつも、所有者がいるというような場合は、本来売主から正確に届出をしていただければいいのですが、売主がこんな面倒なのでやらないよというようなケースもあると思います。その中で買主がまとめて、一律に出していただけることによって、正確な情報が早くこちらの方にいただけるといようなメリットがあるのかなということで、考えております。

【平野委員長】

ちょっと、1つ付け加えますと、ここで権利取得者、買主も調整前に事前に届け出ることができるって言っていますけど、この場合の買主っていうのは、グローバル人材を含めて地球上のあらゆる人ですよ。買主っていうのは決まってないわけですよ。誰でも、事前に届け出ることができると思います。それは間違いであると思います。この時点では、協議が整っているか分かりませんね。証拠がないので。買主という証拠もありません。

【事務局（村田水大気環境課長）】

一点あるのは、例えば電気事業法で、送電線の設置みたいのがあります。鉄塔を建てますというときに、土地を幾つかピンポイントで買いたい場合、契約が整わないと、その事業に入っていけないというようなことがあって、公共目的ですけど、電気事業法の公共目的の中で進めていくときに、ここに鉄塔を建てないと、送電線がひけないというようなことを、今回は想定したのです。けれども、平野委員長さんおっしゃるように全ての人というのはちょっと厳しいのかなというようなことがあります。送電線の設置というのは当然アセスメントも義務付けられていますので、そういったものもやるようになると思います。そういったときには、事業を早く進めていくために契約になる前、相手方に了承を得る前に、本当に公共目的でアセスメントもしていただくという条件の中で、そういったものも買主側からも申請が出てきてもいいのかなということで、相手を限定して、そういったものも、認めたらどうかという考えでございます。

【平野委員長】

文言の話で、この権利取得者（買主）ってありますけど、これ事前届出だから、買受予定者とかそういう呼び方に変えなきゃ間違いですよ。権利を取得していませんからね。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

ありがとうございました。今それぞれ委員の皆様からいただいたご意見をもとに、部長とも相談する中です。そもそもこの6番を提案された方というのは要するに土地収用法で除外規定ができればこの問題は全く生じない話です。先ほども沖委員からお話があったようにアセスをきちっとやってですね、環境影響評価をきちっとやっているものについては、除外してもいいのではないかというようなご意見もいただきました。今後、規則を定めていく中でどこを除外するかっていうのは、これから私ども精緻に詰めていきますが、それに適用除外するか否かに関わらず、この6番の項目については、私どもの案から落とすと、この理由としては、土地収用法第3条で水資源の保全がきちんと担保できれば、除外規定しますし、仮に出来なくても、今それぞれの委員さんからあったような危惧を考えると、やはりここまでの規定ぶりを考えるのはちょっと、やりすぎかなという気もしますし、他の4県でもですね、実は買主が届け出る規定を持っておりません。したがって、これまでのご意見を踏まえてですね、こういうパブリックコメントいただきましたけれども、これについては、こういった危険性をはらんでいるということの中で、当初どおり買主でなく、売主による届出というように整理をさせていただきまして、修正をしていきたいと思っております。

【平野委員長】

1つ確認ですが、資料の1というこのペーパー自体はこの後、公表されますよね。そうすると、ここの対応案というところは変えないといけないと思います。

【事務局】

修正させていただきます。

【事務局（原環境部長）】

どちらかという、性善説にたっていて、その売主買主であれ、その情報が入るってということで、重きを置きました。委員長がご説明されたように、確かに、極端に言えば、その売り買いの同意書みたいなものを想定していましたので、そういう意味だとこの文章だけだと、確かにどうにもならないような土地をという表現に読めてしまいます。ですから、修正します。

【平野委員長】

ありがとうございました。それ以外のところで何かございますか。それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

《資料2について事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）が説明》

《資料3について事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）が説明》

【平野委員長】

ありがとうございました。全般的に、条例の骨子及び細かな変更点について、ご説明いただきましたけれども、質問がございましたら、各委員の方からお願いいたします。

【金澤委員】

1つ質問させていただきたいのですが、資料2の条例の素案で、7の市町村との連携の中の最終行ですが、市町村に対して、水資源保全地域内の土地利用という表現で、水資源保全地域内の土地に限定しております。もう1つは、17の土地の所有等の状況に関する情報提供の求めという形で、知事はやはり、水資源保全地域内の土地についてと限定しておりますが、基本指針の中では、水源地域に対して基本的な事項を定めるとされています。素案では、連携を求め、情報を求める地域は水資源保全地域内という形で、狭い地域に限定しており、基本指針で定めようとしている地域と相違していますけれども、その辺は何か意図はあるのでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

水資源保全地域内に限定している所につきましては、基本指針の中ではですね、水源地域における基本的な事項というものを定めていきます。要するに段階として、水源地域という1つの大きなエリアがありまして、その中の特に届出の制度を動かしていく水資源保全地域というそれより少し狭いエリアと2段階で考えているのですが、当然今言った水源地域という広いところについても、基本的な事項というのは、基本指針の中でしっかり謳っていかうと思いますが、条例の中で特に規定する部分については、その中でも特に必要、大事な地域と指定をしておりますので、そこについては、条例の中できちんと、書いていくという整理をさせていただきましたが、水源地域においても当然このようなことは事実としては、やってくる必要があるというふうに当然思っております。

【事務局（事務局（吉池水大気環境課担当係長））】

7の市町村との連携につきましては、細かいものについては、今修正をかけております。また、11ページの17につきましては、水資源保全地域内の土地について規定していますが、これから私どもは水資源保全地域内での事前届出制ということで、届出をしていただくのですが、それについて分からない情報等について、この規定によりまして、市町村の方から情報をいただくことを考えています。例えば、土地について市町村で税情報をもっていざしたら、そこの所在がどうであるかですとか、水資源保全地域内での届出制の運用を、適正にやるために情報をいただきたいということです。市町村の方でも個人情報保護条例があると思いますので、県の条例に根拠がある情報として提供してよいか否かご判断をい

ただくために規定してあるということで、これは事前届出制を適正に運用していくために、市町村の皆様方から容易に情報を提供していただけるよう規定しているものでございます。

【金澤委員】

ありがとうございます。今質問したのは、特に今回水資源保全という形で考えたときには、市町村との連携だとか情報提供については、保全地域に限らなくても、いいのではないかと考えています。もっと大きく捉えてしまっても当然情報提供をするし、連携を図らなければいけないということを考えると、水源地域という表現でもいいのではないかとこの思いがありまして、ご質問させていただいたところです。これは、12の助言についても、水資源保全地域内の土地という表現になっていますが、この辺も小さく捉えなくても、大きく捉えてもいいのではないかなという気もしていますが、どうでしょうか。

【平野委員長】

7条というと、この条文はあえて狭く水資源の保全地域内、ここだけとるのでしょうか。どうなのでしょう。ここは、広めにとるのでしょうか。何か意味があるのでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

先ほどもご説明させていただきましたが、当然その水源地域という広い、地域においても、県と市町村というのは、きちんと役割分担を補完しあいながら日ごろから情報交換しながら、やってくということで、私ども県内10地域に、水資源保全対策地域連絡会議というものを設けていまして、市町村さんと一緒にいろんな取組、研究検討をしておりますので、そういうことは当然やってくべきだと思っております。ただ条例の中で、まさにやっていくことという中で、この7条の中の規定ぶりとしてはですね、特にいわゆる保全が必要な地域の地域指定をするという考え方に基づいてやっておりますので、その地域の中において、連携しなければいけないということについては、この条例の中できちんと、明文をしていきたいという趣旨で、このような記載をしておりますが、金沢委員がおっしゃられるとおり、事実上はですね、私どもきちんと地域連絡会議等も踏まえて、連携を図っていくつもりでございますので、そのようにご理解いただければありがたいと思っております。

17については、届出に関しての、個人情報保護条例の関係もありますし、特に税情報等は、情報の開示というのは厳しくなっておりますので、こういったところがどこまでよりどころになるか分かりませんが、条例の中で、こういうことを規定するというので、少しでも多くの情報をいただければありがたいなというような趣旨で確認させていただいているということでございます。

【金澤委員】

当然やらなければいけないことですから、書いてもいいかなという気もしますし、けれ

ども、そういった県の基本的な姿勢であれば、それは条例の中での限界というのもありますので、いいのかなと思います。

それからもう一点ご質問したいのですが、先ほど条例のパブリックコメント実施後のところで、13 番において、報告、立入調査等のところで、除外した文言、水資源保全地域内の土地所有者等に対してという表記がなくなったということで説明があったと思います。修正前の段階において、私は、水資源保全地域内の土地所有者という表現は、権利の移動を伴わないような場合において、その水資源保全地域内に土地を持っている方についても、報告、立入調査等を求めることができるという読み方をしていたのですが、今回それがなくなったことによって、あくまでも届出があった者のみに対する報告、立入調査等になってしまったように読めますが、その辺のところは、どう解釈したらよろしいでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

すいません。私の説明がまずかったかと、今反省しているのですが、規定ぶりの中では、土地所有者に対しても、助言もできますし、報告及び立入調査もできるということは実は変更してございません。私がいけなかったのは、相手方が特定されていない、まだ決まっていないものについても、届出ができるというのは、16 条のほうで、今回、新たな条を起こして、規定をしておりますが、その相手方が決まっていない人に対して、報告及び立入調査を求めることができるということについてはですね、今回この条文からは削除しました。ただ、事実上はその人が元々の土地所有者でございますので、土地所有者という位置付けで、引き続き、報告徴収、立入調査もできるというふうに整理をしておりますので、助言できる範囲、報告徴収、立入調査等ができる範囲が狭まったということとはございません。

【平野委員長】

私のほうから確認ですけど、買受人の届出の話で、条文の第 10 条の(2)これは当然、変更になると思うのですが、この書かれ方は、削除されるのか、あるいは買受予定者で別途、規則に定める者については行なうことができるのか、どちらかだと思うのですが、これについては、法令担当の方と協議して修正されるのでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

削除します。規定には盛り込まないようにします。

【平野委員長】

もう 1 つ確認なのですが、5 ページの 16 条全般については、これは、公開しないということですね。それは、公開の 11 条の中で 10 の(1)と 4 だけが公開されるということですから、16 は入らないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

予定がないといえますか、相手方がまだ決まってない、届出につきましては、公開の対象にはしておりません。ただし、この内容については、関係市町村の方には、通知をするということです。例えば、この人が売りたいがっていると、誰に売るかは決まってないのですが、とにかく売りたいのだというような届出が出てきた場合には、この情報を市町村長さんへお伝えをすることで、例えば、市町村長さんが、公有地化をしたいというときには、この情報がマッチして公有地化に繋がっていくようなところがねらいとしてあります。ただ、これを一般に広く公表をしてしまうと、いわゆるブローカーみたいな人が狙っていれば、ターゲットになってしまうというおそれもあるということがございまして、公開の対象にはしていないということでございます。

【平野委員長】

分かりました。ありがとうございます。他にございますか。

【又坂委員長代理】

書かれてないことなのですけれども、助言しますよね。この助言の中身というのは、どのようなことを想定していますか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

はい、場合によってはですね、Aさんに売るのではなくて、町は買いたいと言っているから、町に売ってもらったらどうですかというのもありますし、それ以外にも例えば大量取水を予定していることが分かれば、そういったものに対して、ここは大事な保全地域ですから、取水するなら、それに見合った涵養対策をしっかりとってくださいといった助言もあります。ありとあらゆることは、助言していきたいと思っております。

【又坂委員長代理】

例えば、暗黙の了解として、おそらく外国人に土地を売るなどというような話もあったかと思うのですけれども、例えば、公有化とか、信託とかそういうふうなことみたいなのは、仮にこの枠組みでやろうとすれば、基本指針のところに書くわけですか。例えば、こういうのを進めるとか。それは書かないのですか。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

はい、具体的には基本指針を、これから専門委員会を設置して、ご議論いただくこととなりますが、現時点で事務局としては、公有地化を進めるというところまで書いていくには、なかなか難しい面があるかなと思います。要するにそうなると、財源の裏づけという

のをきちんと担保しなければいけない面もございまして、非常に私どもとしては苦しい部分でございますので、現時点では難しいかなと思っているところです。

【平野委員長】

はい、ありがとうございます。他にございますか。

【金澤委員】

1つ確認をさせていただきたいのですが、10条のところで、届出の関係で新たに、その他規則で定める事項という表記が入りました。ここで、私は取水の有無を定めていただきたいかなというような気もしているのですが、それはまた専門部会で定めるということなので、検討していただければと思います。その関係で11の届出情報の公開の中で、当該届出概要ということで、【 】で、概要を定義してあります。そうすると、その他規則で定める事項というのは、この【 】の中には入ってこないような気がするのですが、【 】は公開しないという扱いになるのですか。先ほど説明の中では、公開する内容は規則で定めるという説明があったかと思うのですが、確認をさせていただきたいと思います。

【事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）】

はい。2点ご質問いただきました。まず1点目の取水の有無につきましては、規則で定める事項のところに入れるやり方もありますが、例えば、届出の様式の工夫の中で、利用目的を書かせるところに、例えば1つの例としては、取水の有無の欄を設けて、そこにチェックを入れさせるとか、そういった工夫でできると思っていますし、私どもも、取水の有無も非常に大事な情報だと思っていますので、何らかの形で情報が取れるようにしたいなというふうに考えておるところでございます。それからこれもまた私の説明不足で申し訳ございませんが、実は、この太い【 】で書いてあるところについては、今回条例本文では、謳わないということで、それは規則で決めていくという整理でございますので、条文としてはですね、資料2の4ページの11のところの、知事は、10の（1）又は（4）の届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該届出の概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、というような形になりまして、具体的に届出の概要といのを、【 】で説明をさせて頂いたということでございます。

【平野委員長】

その他、よろしいでしょうか。それでは、本制度創設について、ほぼご理解いただいたということで、審議を終結したいと思います。本日の議論の内容を反映し、最後の答申として、長野県環境審議会へ、報告したいというふうに考えております。今後、軽微な字句修正等につきましては、私の方に、一任させていただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

【平野委員長】

ありがとうございます。最後に2のその他になりますけども、事務局のほうから説明をお願いします。

(2) その他

《資料4について事務局（伊東水大気環境課企画幹兼課長補佐）が説明》

【平野委員長】

ありがとうございました。今後のスケジュールをご説明いただきましたけれども、ご質問等、ございませんか。それでは、以上を持ちまして、全ての議事が終了しましたので、進行の方、事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

平野委員長さん、どうもありがとうございました。それでは、次第の4番目、その他でございます、少し時間をいただきまして、委員、オブザーバーの皆様にも2点、ご相談を申しあげたいと思います。1点は、水資源保全地域の指定の考え方、専門委員会等を設けて議論していくわけですが、この場でご意見をいただければと思います。もう1点は、水資源保全条例という仮称で今まできているわけですが、この名称について、少しご意見があれば伺いたい。その2点でございます。参考資料の1と2をお付けしているわけですが、それを見ていただきますと、最初に長野県の水環境保全条例、この概要というのがありまして、その後ろの方に、13ページをご覧いただければと思いますが、水道水源保全地区の指定の考え方、これが1つの参考になるかと思いますが、今後、水資源保全地域を指定していくに当たって、どのような考え方で進めていったらよいかということでございます。先ほど藤縄会長さんからも、平場については指定の方向というのは、かなり検討を要するのではないかというお話がありました。その辺も含めてご意見をいただければありがたいかなと思います。参考資料2のほうは、他県の指定の仕方ということで、例えば7ページ、8ページを見て頂くと、北海道の例ですが、イメージ図が出ております。7のほうは山林の地域ですかね、8のほうは平場というような、感じになっています。そんなものを見ながら、ご意見等いただければと思っております。

【藤縄長野県環境審議会会長】

コメントですけども、ヨーロッパでは、水源地域の保全制度というのがあって、50年以

上の歴史を持っているところもあります。しっかりした専門委員からなる検討委員会を設置して、まず地質構造を精査します。その中で、水源域を特定していくのですが、ドイツの場合は、水質保全とセットになっており、取水地点の近傍、例えば範囲 500m以内といった範囲では、非常に厳しい土地利用規制がかけられています。地質調査をしないとどこが水源域に相当するかは、簡単にはわかりません。分水嶺を越えて地下水が流動しているケースも十分考えられます。ですので、水源域を指定するには、やはり何らかの調査は必要で、時間もお金もかかることは覚悟していただかないといけないのかなと思います。

水源林ではなく平場の場合では、地下水はおおむね連続していると考えていただいていると思います。したがって、平場のどこかで地下水採取をすると、そのエリア内の全体に、影響が及んでくる可能性があります。例えば、松本盆地なんかを考えていただければいいのですが、行政界は存在しますが地下水盆というのは一体ですので、各市町村の行政界内で、単独に地下水源保全行為をやっていくには限界があります。平場であろうと水源林であろうと、どちらも科学的調査は欠かせないだろうと思います。それと、継続してモニターをやっていくと書いてありますが、現在ほとんどモニターは行われていないのが実態です。したがって、モニターについては、これから十分強化をしていくということで、県と市町村が協力してやっていく必要があるということだろうと思います。

【平野委員長】

災害復旧の場合は、段階があつて、初動があつて、応急があつて、復旧、復興というように 4 段階ぐらい、すぐやんなきゃいけないことと、長期的、中期的というように、いくつか分けるのですが、今先生のお話だと、本来きちつとやろうとすると、調査をして、然るべき情報を積んでいって、その結果、判断しなければいけないというご意見だと思いますが、一方で今回のケースのように急がなければいけない問題がありますから、今すぐやれることと、中期的にやるべきことというのは、ある程度対応する前は考えられた方がいいのかなというような気はします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

ありがとうございます。例えば、水源林みたいなものについてはですね、緊急にやっていくということで、水源林については、ある程度、先生がおっしゃったように、尾根を捉えてやってくというようなこともあるかと思しますので、その辺を考慮しながら、決めていくようにします。平場というのは、そうは言っても、そんなにすぐには買収されないということもあると思います。

【藤縄長野県環境審議会会長】

平場は、土地の買収という考えだけでは、対応できない気がします。賃貸も当然あるでしょうし、井戸を掘れる面積は、非常に狭くても十分です。そうすると、土地の売買と絡

ませて規制するには無理があるケースもあるかもしれません。ですから平場については、もう日量何トン以上はすべて該当しますとか、そういう流れになるのではないかと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

分かりました。そういうことも参考にさせていただいて、平場はちょっと難しいので、すぐにはどの程度というのは難しいのかなと思います。先ほど、藤縄会長さんからお話がありました。県の水環境保全条例につきましては、これは水質汚濁というものを考えて指定をしています。ですから量とかいうものを想定してないので、北海道は、量的なものも入れて指定しているということです。北海道も参考になるのかなと思いますけれども、平場はですね、半径 1 キロというような指定の仕方なので、そういう意味からいうと、またご議論もあるのかなと思っております。

【沖委員】

今ご紹介があった、北海道の例、参考資料 2 の 7 ページ、8 ページですが、藤縄先生がおっしゃったとおり、山林の方、特に表流水について、まず第 1 は、委員長がおっしゃるとおり、集水域でやられてというのがいいのではないかなと思います。そこで詳細な検討の結果、いやちょっと、ずれていますってことであれば、増やすなり、減らすなりということは、現実的にやられたらいいのではないのでしょうか。この北海道のページの特定の例でいうと、川の横なので、伏流水の取水なので、本当の地下水とは違うかなという感じですが、これはもう、私よりも藤縄先生が専門ですが、やっぱり地下水は井戸の深さによって、どこから来ているかで大分違うという認識なので、浅い場合には 1 キロでいいのでしょうかけれども、深井戸の場合はですね、これ本当の上の方、斜面に降ったのが、ずっと、長い年月で、ようやく来ているというものの場合もあると思いますので、そういう意味では、一律にというのは、実はあまり適切ではないかなと、せめて、深いところは距離長くというのが、本来の経路ですけど、そうすると、全部かかっちゃって、それですべての土地を見ていくとなると、また問題が出てきてしまうと思いますので、藤縄先生おっしゃるように、実態はどのくらいの量を探っているか、あとはモニタリング、先生、無いとおっしゃいましたが、取水している所でも無いのですか。

【藤縄長野県環境審議会会長】

水位はあまり測っているところないと思いまね。

【沖委員】

水位は、測っていないですか。

【藤縄長野県環境審議会会長】

測ってないと思います。

【沖委員】

水道事業者は、さすがに採っていますよね。ですから、その水道事業者が取っているところだけでも、日量どのくらい採ったときに、どの位下がって、またどの位戻ってという情報から、逆に分析はできることもあろうかと思imasるので、そういうことで始めていかれてはどうかと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

実を言いますと、今水道事業者さんから、そういったアンケートをして、取水の深さ、水の位置、水位も含めて情報提供をお願いしようと考えています。もう1つは、最近新聞に出ていたのですが、長野市が、今まで地下水の調査というのは、1地点でやりましたが、これからは、8地点に増やし、水質の監視をしていくというような情報もあります。この辺は、市町村さんとの連携をしながら、地下水の水位がどのように変化していくのかということも含めて、検討をしていきたいと思っております。

【又坂委員長代理】

一般論ですけども、科学的な規制の強度は、強い規制をかけるのでしたら、現実には完璧にする必要があると思imasますが、この条例の程度の規制でしたら、乱暴な言い方ですが、ざっくりとでもよいと思imas。むしろ迅速性を考えた方がよいと思imas。

【金澤委員】

本来の今回条例の土地取引の関係について、実効性を求めていくという目的から考えたときには、あまり拘らないで、大きな網をかけてしまった方が、いいのではないかなと思っております。今お話にあったように、地下水盆、地下水は繋がっていますので、どこまでがどうだという限定ができない中で、それを予防するために、今回条例等検討されていると思imasるので、その辺を達成するためには、大きな網の中で、まず、水源地域として捉えてく必要があるのかなと思imas。また、保全地域についても、これもデータがございませんので、先ほど地下水盆という話がありましたけれども、地下水盆というとほとんどの地域が入ってきてしまう気がします。そういったことからすれば、それほど拘らなくていいのかな。これからデータが出てきたときにまた、精密にやっければいいのかなという気はしています。佐久市でも、既に今年から、地下水の賦存量の調査を行なっております。今年は水位調査20箇所ぐらいやっているとと思imas。これから賦存量についても、信大の中屋教授にお願いをしまして、3年間続けて行なう予定になっています。そういったデータがそろったところで、現在の市の条例につい

でも、データを整理した上で、再度見直しということで、現在、準備を進めております。とりあえず、今見えない脅威に対して何らかの手を打たなければいけないという観点からして、まず、行動を起こすことが先決ではないかなというように考えます。

【事務局（村田水大気環境課長）】

どうも、ありがとうございました。先生方から頂戴しましたご意見を、参考にさせていただきたいと思います。

【藤縄長野県環境審議会会長】

もう1点だけよろしいですか。今委員の皆様方が言われたのはそのとおりであり、やはりスピード感を持ってやらなければいけないことは、早くやる。ただ最終的には理想像に近づけていくべきだろうと思います。この水資源の保全条例というのは、水環境保全条例とセットなのですよね。セットですけど、今分離されて議論されています。先ほどドイツの例を紹介しましたが、水量と、水質保全を同時にやるという制度になっていて、殆んど、オーバーラップしています。ですからドイツの場合はそれぞれ水源保全地域でもゾーニングをやります。ゾーニングによって汚染されやすい地域、あるいは、多少緩い地域、あるいは、この辺だとあまり水質について考えなくてもいい地域とか、そういうゾーンがそれぞれ非常に厳密に科学的に、定義されています。そういうゾーニングをやって、水質も守ることによって、非常においしい水、安全でおいしい水というのを、担保しているわけですから、殆んど水処理をしないでも水道水が供給できるという、そういう理想的な制度を彼らは持っています。なるべくそういうものに近づけていくというのも1つの手だと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

どうもありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。もう一点、水資源保全条例（仮称）ですけれども、この名称に、何かいい案がありましたら是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局として、お示ししたのは「水環境の保全のための水資源の確保に関する条例」、ちょっと長いですが、こういったものがいかがかないと思います。もう1つは、「水資源を保全するための措置に関する条例」、こういったものも事務局として考えましたが、先生方に何かよいご意見があれば、すぐに思い当たらないのであれば、後日でも結構ですので、メール等でお知らせいただければありがたいです。

【平野委員長】

水源地域とか水資源保全地域という名前が条文の中に出てきますよね。そういうものをうまく使うのかなと、土地的イメージ、水源地域とかですね、水資源保全地域とか、そう

いう土地のニュアンスが少し出るようにした方が、水環境保全条例という、水質を謳った条例との対比で分かりやすくなるのかなと思います。あまりこだわりませんが。

【事務局（村田水大気環境課長）】

本日予定しておりましたすべての議事につきまして、無事終了することができました。ありがとうございます。

ここで、本日が最後の専門委員会となりますので、原環境部長からお礼のごあいさつを申し上げます。

【原環境部長】

専門委員の皆様には、7月の第1回専門委員会から長期にわたり、水資源の保全に係る制度創設に向けて、熱心なご議論や貴重なご意見をいただき、厚くお礼申し上げます。

皆様の熱心な議論を通じ、目的不明な土地取引による地下水への影響など、現在の課題を速やかに解消するために、水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制を中心とした新たな制度が創設されるものと感謝しております。

これからのことではございますが、条例が施行されますと、基本指針の策定、水資源保全地域の指定、事前届出制が始まることとなります。

委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえながら、しっかりと運用してまいりたいと考えております。

専門委員会としての会議は、本日が最後となります。

委員の皆様には、本県の水資源の保全に向けて、今後ともご理解、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、ごあいさついたします。

【事務局（村田課長）】

以上をもちまして、本日の専門委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

4 閉会